

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 四 年 四 月 十 五 日

目 次

収用委員会告示

○ 収用の裁決手続の開始

(収用委員会)

一

公 示

○ 岐阜県収用委員会の審理の開始

(収用委員会)

二

収用委員会告示

岐阜県収用委員会告示第一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

令和四年四月十五日

岐阜県収用委員会

一 起業者の名称

岐阜県

二 事業の種類

市道跡津川線改築工事（飛騨市神岡町土字村ノ上地内から同市神岡町跡津川字大伏平地内まで）

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在 飛騨市神岡町跡津川字大伏平

地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
	公 簿	現 況	公 簿	実 測	
五六七番一	山林	山林	五、二五六	—	山林 一、九五七・六六
	路	公衆用道			公衆用道路 三〇四・二三
					合計 二、二六一・八九

注 収用しようとする土地に係る図面は、岐阜県県土整備部用地課に備え置いて縦覧に供する。

四 土地所有者の氏名及び住所

氏 名	住 所
圓山 ツタエ (持分不明) ただし、登記持分 五九四分の五四)	愛知県津島市南本町五丁目四八番地五
田中 孝夫 (持分不明) ただし、登記持分 五九四分の五四)	東京都大田区蒲田本町二丁目一番二一〇八号
大戸 秀高 (持分不明) ただし、登記持分 五九四分の二四三)	神奈川県海老名市国分北二丁目一四番七号
(亡) 荒井 壽子(持分不明) ただし、登記持分五九四分の二 四三)の法定相続人	
法定相続分八八分の三	
荒井 一恵 (持分不明)	山梨県富士吉田市下吉田四丁目八番一八号
法定相続分八八分の一	
効住 かるよ (持分不明)	東京都世田谷区代沢二丁目四〇番五号
法定相続分八八分の一	
桑原 ふさよ (持分不明)	山梨県富士吉田市大明見四丁目一五番三号
法定相続分八八分の一	
荒井 孝一 (持分不明)	山梨県富士吉田市下吉田四丁目八番一八号
法定相続分八八分の六	
宮下 たつ子 (持分不明)	山梨県富士吉田市大明見二丁目二四番一号
法定相続分八八分の六	
荒井 俊晴 (持分不明)	山梨県富士吉田市小明見二丁目一六番四八号
法定相続分八八分の六	
荒井 治行 (持分不明)	山梨県南都留郡富士河口湖町船津六七一八番地一
法定相続分八八分の六	
荒井 計人 (持分不明)	山梨県富士吉田市下吉田四丁目一〇番六〇号
法定相続分八八分の六	

荒井 秋光 (持分不明)		山梨県富士吉田市下吉田四丁目一〇番六一号
五 土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所並びにその権利の種類		
氏 名	住 所	権利の種類
神岡鉱業株式会社	飛騨市神岡町鹿間一番地一	土地に関する所有権以外の権利の存否不明。ただし、権利が存する場合は、使用借権
国立大学法人東北大学大学院理学研究科	宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉六番三号	土地に関する所有権以外の権利の存否不明。ただし、権利が存する場合は、使用借権
飛騨市	飛騨市古川町本町二番二二号	土地に関する所有権以外の権利の存否不明。ただし、権利が存する場合は、使用借権
六 裁決手続の開始を決定した年月日 令和四年三月十七日		
公 示		
○ 岐阜県収用委員会の審理の開始 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり岐阜県収用委員会の審理を開始するので、岐阜県収用委員会運営規則（昭和五十四年岐阜県収用委員会規則第一号）第七条の規定により公告する。 令和四年四月十五日 岐阜県収用委員会		
一 起業者の名称		

岐阜県

二 事件名

令和四年岐収委第一号及び第二号収用事件「市道跡津川線改築工事（飛騨市神岡町土字村ノ上地内から同市神岡町跡津川字大伏平地内まで）」

三 期日

令和四年四月二十一日（木） 午前十一時から

四 場所

岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県庁舎議会西棟三階第一会議室

令和四年四月十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社